

令和元年12月

お客さま各位

気仙沼信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた 各種預金規定の改正のお知らせ

平素より、当金庫をお引き立ていただき誠にありがとうございます。

当金庫では、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、令和2年3月1日付けで預金規定を下記のとおり改正いたします。

規定改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報について、追加で確認させていただく場合があります。また、既にお取引があるお客さまにおいては、お取引の内容や状況等に応じ、過去にご確認させていただいたお取引目的やお客さまに関する情報等を窓口や郵便等により再度、ご確認させていただく場合があります。

当金庫がお願いする確認資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合にはお取引をお断りさせていただくことや、お取引を制限させていただくことがございます。

なお、改定後の預金規定は、既にお取引をいただいているお客さまにも適用いたします。

記

I. 改正する預金規定

- ・「総合口座取引規定」・「当座勘定規定」・「通知預金規定」
- ・「普通預金（無利息型普通預金を含む）・納税準備預金・貯蓄預金 共通規定」
- ・「定期預金共通規定」・「定期積金規定」

II. 改正内容

以下の条項を新設、変更します。

1. 「取引制限条項」の新設

〔普通預金（無利息型普通預金を含む）・納税準備預金・貯蓄預金 共通規定〕 抜粋

4.（取引の制限等）

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫が、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

※上記I.の各預金規定において、新設します。

2. 「解約等」条項の変更

〔普通預金（無利息型普通預金を含む）・納税準備預金・貯蓄預金 共通規定〕 抜粋 下線部変更

5. ~~4.~~（解約等）

- (1) この預金を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店で申出てください。
- (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が「普通預金（無利息型普通預金を含む）・納税準備預金・貯蓄預金・通知預金 共通規定」第5条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ ~~③~~この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとし、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- 以下①～④省略
- (4) 省略
- (5) 省略

※上記 I. の各預金規定において、変更します。

なお、(2) ①・②（譲渡、質入れ条項に違反した場合）・④については、「定期預金共通規定」・「定期積金規定」・「当座勘定規定」・「通知預金規定」において新設します。

3. 「譲渡、質入れの禁止」条項の変更

〔定期預金共通規定〕 抜粋 下線部変更

8. ~~7.~~（譲渡、質入れの禁止）

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この預金取引にかかるいっさいの権利および通帳、証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

※「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた改正に併せて、「定期預金共通規定」・「定期積金規定」・「当座勘定規定」において変更します。

以 上